

第22回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年4月9日

大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新たに東京都、京都府及び沖縄県の3都府県について、「まん延防止等重点措置」を実施することが決定されました。実施期間は、東京都については4月12日から5月11日まで、京都府及び沖縄県については4月12日から5月5日までです。

- 措置の内容は、基本的に、先に指定された宮城県、大阪府及び兵庫県と同様ですが、新たに指定された3都府県においても、変異株の脅威が高まっていること、新年度を迎え、また、大型連休控え人の動きが活発になることが想定されること等を踏まえ、改めて私から以下の点について指示いたします。
 - ・ 重点措置区域である都府県においては、不要不急の外出、他の都道府県との往来の自粛を徹底していく必要があることから、交通機関の利用者等への呼びかけを行うこと
 - ・ 感染の急拡大に備え、軽症者用のホテルを最大限確保する必要があることから、必要な協力を行うこと
 - ・ 歓送迎会等の自粛の徹底を含め、3月18日付けで指示した各種の取組について、当面、その実施を継続し、感染拡大の防止に万全を期すこと

- 引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって、業務に臨んで下さい。

- 私からは以上です。